

安全で安心して住める建築物等への助成



なぜこの事業を行なっているのですか？

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、地震による直接的な犠牲者のうち9割以上の方が、住宅・建築物の倒壊により命を失いました。それ以降も各地で多くの地震が発生し、最近では3月11日の東日本大震災により多くの被害が出ています。

地震が多い日本では、建築物の安全確保は大変重要であるため、台東区では平成19年度に「耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震化（☞解説①）に関する事業を進めています。

また、建築物の耐震化のほかにも、外壁等の落下、ブロック塀等の倒壊やがけ・擁（よう）壁等の崩壊の防止のための事業を行ない、総合的に災害に強いまちづくりを進めています。



どのようなことを行なっていますか？

【建築物の耐震化助成制度】

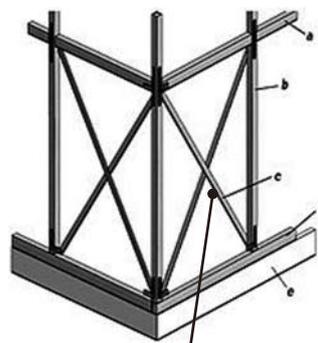
区では、昭和56年5月31日以前に建築された建築物を対象に、以下のものにかかる費用の一部を助成しています。

- 耐震診断 …… 専門家による壁の強度やバランスなどの確認・評価
- 補強設計 …… 診断結果に基づき改修工事を行なうための設計
- 耐震改修工事 … 筋かい（下図）の設置、屋根の軽量化などの工事

また、緊急輸送道路（☞解説②）沿道の建築物については、助成内容を充実しています。

【その他の助成制度】

ブロック塀、がけ、擁（よう）壁や外壁等の改善・改修工事、耐震シエルター等の設置、老朽化した建築物の除却などにかかった費用の一部を助成しています。



筋かい

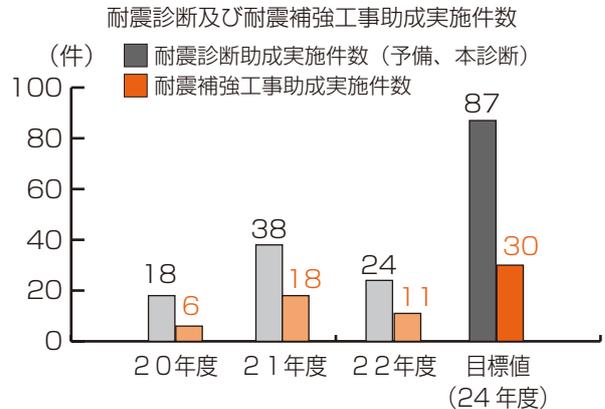


? 事業の進み具合はどうか?

「耐震改修促進計画」では、目標耐震化率（※解説③）を90%（平成27年度）と定めて計画的に事業を進めています。

耐震診断・耐震改修工事助成件数は、平成21、22年度とも20年度に比べて多くなっています。

また、東日本大震災以降、区民の防災に対する意識が高まっており、今後も相談件数や助成申請件数の増加が見込まれます。



（資料：建築課）

? 今後はどのように取り組んでいくのですか?

区内の建築物の耐震診断や耐震改修を計画的に進めていくことは、災害に強い台東区を実現するうえで重要です。

そのため、多くの区民が、耐震に関する助成制度を活用できるようパンフレットの全戸配布や個別訪問などを積極的に行ない、耐震に関する展示会なども実施していきます。また、緊急輸送道路の中で特に重要な道路の沿道建築物については、耐震診断が義務付けられたことから、区としても耐震診断費用を助成するなど、一層の耐震化を進めていきます。

■ この事業に関するお問合せは ■

都市づくり部建築課

03-5246-1335

【解説】

①耐震化

耐震診断に基づき「その建築物がもっている耐震性」が目標水準より下回っていることが判明した場合、目標の耐震性を実現するため耐震補強等を行なうことです。

②緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行なうため、高速道路、国道及びこれらを連絡する幹線道路や防災拠点を相互に連絡する道路で、東京都では、第1次・第2次・第3次緊急輸送道路が設定されています。台東区では、昭和通り、江戸通り、蔵前橋通り、尾久橋通りが第1次緊急輸送道路となっています。

③耐震化率

すべての建築物のうち、耐震性を満たす建築物の割合のことです。